

税務相談



金地金、古銭・記念硬貨、切手などを売ったときの税金

税理士法人ホサカ事務所
所長 保坂 英夫



ここ数年、金の価格は上昇していることから、お手持ちの金を売却して利益を得る方も多いと思います。また、コロナ禍の中、巣ごもりで家の中を片付けているときに、古銭や旧札、切手などが出てきた場合、これらのものを買取業者へ売却したら税金はどのように取り扱われるのでしょうか。

金地金の場合

給与所得者や年金受給者などが金地金を売却した場合は譲渡所得として課税され、給与や年金など他の所得と合わせて総合課税の対象になります。

譲渡所得の計算方法は次のとおりです。

① 所有期間5年以内の場合

売却価額 — (取得価額 + 売却費用) — 特別控除50万円
= 課税される所得

② 所有期間5年超の場合

(売却価額 — (取得価額 + 売却費用) — 特別控除50万円)
× 2分の1 = 課税される所得

※取得価額が分からない場合は、売却価額の5%が取得価額となります。

以上のとおり、年間の譲渡益が50万円までは特別控除の範囲内なので税金はかからないことになります。

金地金以外の総合課税の譲渡益がある場合は、それを合計した額に対しての50万円です。

古銭・記念硬貨の場合

生活用動産に含まれるため、基本的には課税されません。ただしプレミア価格がついたものなどを高値で売却したときは価値のある財産を売却したとみなされます。1個又は1組の価額が30万円を超える譲渡の場合は課税の対象となります。

従って、30万円以下の譲渡であれば課税はされません。課税される場合の計算方法は、前述の①、②と同様になります。

切手の場合

古銭・記念硬貨と同じ取り扱いになります。

古銭・記念硬貨や切手の場合は、1点が30万円を超えるものに限られます。そして、50万円の特別控除の枠があるので、ほとんどが課税の対象外になるかと思います。

また、その他にも貴金属や宝石、書画、骨董なども古銭・記念硬貨、切手と同様の取り扱いになります。